

倉敷市都市計画審議会の会議の公開要領

(目的)

第1条 この要領は、倉敷市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議を「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」（以下「要綱」という。）第3条の規定により公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴者の決定方法等)

第2条 審議会の傍聴定員は、原則として10人とし、傍聴の受付は、会議開催の30分前から開催予定時刻まで傍聴申込書により先着順で行い、定員になり次第終了する。また、傍聴者には、傍聴券及び傍聴要領を交付するものとする。

ただし、会議の審議事項により、審議会が特に必要と認めるときは、傍聴定員及び傍聴者の決定方法を別に定めることができる。

(会議録の作成及び公開)

第3条 会議録は、原則として会議終了後1箇月以内に事務局が作成する。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者名（委員、事務局及び計画担当課）
- (5) 傍聴者の数
- (6) 議案
- (7) 審議内容
- (8) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項

3 前項第7号の審議内容の記述は、発言者については会長、委員、事務局又は計画担当課のいずれかを記号で表すものとし、発言された内容についてはその要旨とする。

4 会議録の確定は、会長と会議において会長が指名した会議録署名委員1名による承認により行う。

5 会議録の公開は、事務局及び情報公開室において閲覧に供するほか、都市計画課のホームページへ登載することにより行う。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月15日から施行する。